

住生活基本法施行令案要綱

第一 本則

住生活基本法第十五条第二項第五号の政令で定める都道府県は、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県とするものとする。

第二 附則

一 この政令は、公布の日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 住宅建設計画法第五条第一項の地方を定める政令を廃止するものとする。

（附則第二条関係）

三 関係政令の一部を改正するとともに、この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定するものとする。

（附則第三条から第九条まで関係）